

八甲田地区ではツキノワグマによる人身被害が相次ぎ、青森県では「クマの出没特別警報」を発令しました。

また、青森市は、国や県などと対策を協議する関係者会議を開催し、「青森市八甲田地区におけるツキノワグマ被害防止緊急対策パッケージ」を策定し、登山道の閉鎖や被害発生地点への入林自粛などの対策を行っています。(資料1)

当該の地区では解除されるまでの間は、関係機関と連携し様々な対応をしていきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

国有林の森林エリアについて

国有林内において、産物(樹木、山菜を含む草本類、きのこ類、岩石及び土砂等)を無断で採取する行為は、森林窃盗に問われることもありますので、このような行為はくれぐれも行わないようお願いします。(資料2)

○森林法 抜粋

第8章 罰則

第197条 森林においてその産物(人工を加えたものを含む。)を窃取した者は、森林窃盗とし、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

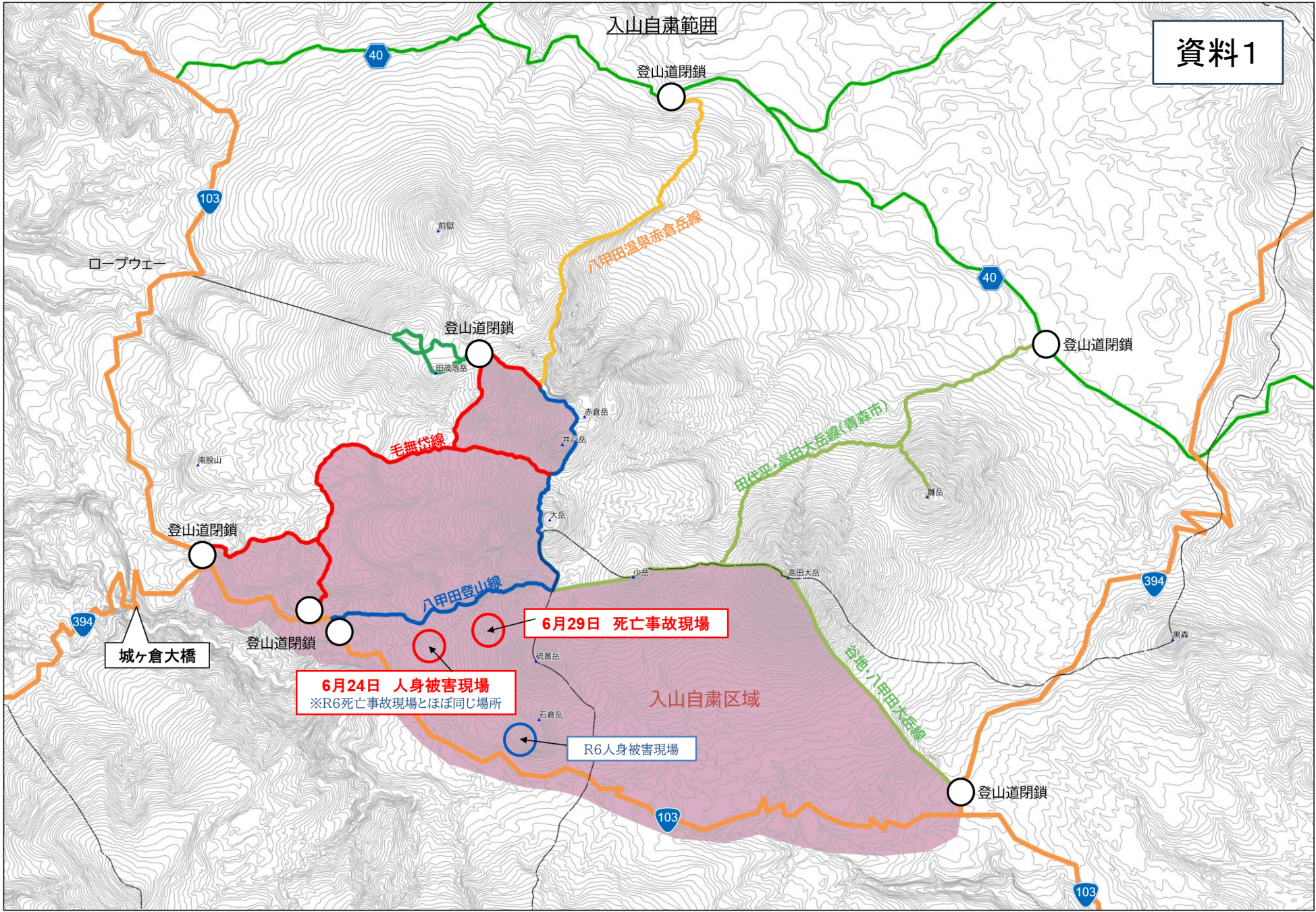
第198条 森林窃盗が保安林の区域内において犯したものであるときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

クマの出没特別警報(青森県HP)

[クマに注意してください！ - 青森県庁ホームページ](#)

青森市八甲田地区におけるツキノワグマ被害防止緊急対策パッケージなど(青森市HP)

[クマに注意！！ | 青森市](#)



入山自粛範囲

登山道閉鎖

八甲田温泉赤倉岳線

ロープウェー

登山道閉鎖

登山道閉鎖

毛無岱線

田代平・高田大岳線 (青森市)

登山道閉鎖

6月29日 死亡事故現場

城ヶ倉大橋

登山道閉鎖

6月24日 人身被害現場
※R6死亡事故現場とほぼ同じ場所

八甲田登山線

R6人身被害現場

入山自粛区域

登山道閉鎖

森林法に基づく入山規制区域図

※ 森林法により、山菜・きのこの採取目的による入山はできません。

